			画の変更又は土地改良事業の廃止に係る公告及び同意の取得										画の変更又は廃止に係る公告及び同意の取得								
			20　同法第87条の３第４項の規定による土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止に係る公告をする前の協議						○	総合事務所長			16　同法第87条の３第４項の規定による土地改良事業計画の変更又は廃止に係る公告をする前の協議							○	総合事務所長
													17　同法第87条の３第６項において準用する同法第５条第６項の規定による国有地等の編入の承認の申請							○	総合事務所長
			21　同法第87条の３第７項の規定による市町村特別申請事業に係る土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止に係る意見の聴取及び同意の取得						○	総合事務所長			18　同法第87条の３第７項の規定による市町村特別申請事業に係る土地改良事業計画の変更又は廃止に係る意見の聴取及び同意の取得		○						
			22　同法第91条第２項の規定による同条第１項で規定する分担金に相当する費用の部分を負担する旨の市町村同意の取得及び当該同意による負担金の徴収						○	総合事務所長											
			23　同法第91条第６項の規定による負担金の徴収						○	総合事務所長											
			24　同法第94条の10第１項の規定による土地改良施設の管理の委託						○	総合事務所長			19　同法第94条の10第１項の規定による土地改良施設の管理の委託			○					
			25　同法第113条の２第３項の規定による土地改良事業の工事 を完了した旨の公告						○	総合事務所長											
			26　略										20　略								
河川課	一　河川法に基づく知事の権限に属する事務		1～19　略								河川課	一　河川法に基づく知事の権限に属する事務	1～19　略								
			20　同法第20条の規定による河川管理者以外の者の施行する工事及び河川の維持の承認						○	総合事務所長			20　同法第20条の規定による河川管理者以外の者の施行する工事及び河川の維持の承認 (一)　工事費が5,000万円以上の工事に係るもの (二)　(一)以外のもの						○ ○		総合事務所長
			21～61　略										21～61　略								
			62　同法第75条の規定による許可又は承認の取消し、変更等 (一)　20、25又は26の(三)により承認又は許可したものに係るもの (二)　23の(二)又は24の(三)により許可したものに係るもの						○ ○	総合事務所長 総合事務所長			62　同法第75条の規定による許可又は承認の取消し、変更等 (一)　20の(二)、25又は26の(三)により承認又は許可したものに係るもの (二)　23の(二)又は24の(三)により許可したものに係るもの							○ ○	総合事務所長 総合事務所長

		(三)　(一)及び(二)以外のもの					○			
		63～67　略								
		68　略								
		69　同法第95条の規定による国の行う河川区域内の土地の占用等の協議 (一)　23の(一)、23の(三)、24の(一)、26の(一)、28の(一)、31の(一)、34の(一)、34の(二)、43又は48に係るもの (二)　23の(四)、24の(二)、26の(二)、31の(三)、34の(三)、50、52、55又は57に係るもの (三)　20、23の(二)、24の(三)、25、26の(三)、28の(二)、31の(二)又は34の(四)に係るもの					○ ○ ○	○ ○ ○		総合事務所長
		70　略								
	二～五　略									
	六　鳥取県河川工事負担金等徴収職員規則（平成14年鳥取県規則第5号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第4条に規定する徴収職員の証票の交付						○		
	七　略									
	八　略									
	九　略									
	十　略									
	十一　略									
	十二　略									
	十三　略									
治山砂防課	一～三の二　略									
	四　砂防法（明治30年法律第29号）に基づく知事の権限に属する事務	1～4　略								
		5　同法第22条ただし書の規定による土石等の供給についての金額に関する協議が不調等の場合における供託						○		
		6　同法第23条の規定による砂防のための土地の立入り若しくは使用又は土地に存する障害物の除却							○	総合事務所長
		7～11　略								
	五　砂防法施行規程（明治30年勅令第382号）に基づく知	1　同規程第6条の規定による供給すべき物件の種類等の所有者等への通知						○		

		(三)　(一)及び(二)以外のもの					○			
		63～67　略								
		68　略								
		69　略								
	二～五　略									
	五の二　鳥取県河川工事負担金等徴収吏員規則（平成14年鳥取県規則第5号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第4条に規定する徴収吏員の証票の交付						○		
	六　略									
	七　略									
	八　略									
	九　略									
	十　略									
	十一　略									
	十二　略									
治山砂防課	一～三の二　略									
	四　砂防法（明治30年法律第29号）に基づく知事の権限に属する事務	1～4　略								
		5　同法第22条ただし書の規定による土石等の供給についての金額に関する協議が不調等の場合における供託			○					
		6　同法第23条の規定による砂防のための土地の立入り若しくは使用又は土地に存する障害物の除却						○		
		7～11　略								
	五　砂防法施行規程（明治30年勅令第382号）に基づく知	1　同令第6条の規定による供給すべき物件の種類等の所有者等への通知						○		

	事の権限に属する事務	2　同規程第7条の規定による土地を使用し、又は土地に存する障害物を除却する旨の所有者等への通知							○	総合事務所長
		3　同規程第8条の規定による砂防工事を施行する旨の土地の所有者等への通知							○	総合事務所長
	六及び七　略									
	八　地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく知事の権限に属する事務	1～6　略								
		7　同法第16条第1項の規定による地すべり防止区域に関する調査等のための土地の立入り又は一時使用							○	総合事務所長
		8～21　略								
	九　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略								
		1の2　同法第5条第1項の規定による調査のための土地の立入り又は一時使用							○	総合事務所長
		2　同法第5条第9項（同法第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定による調査のための立入りに伴う損失の補償についての協議							○	総合事務所長
		3～10　略								
		11　同法第18条第3項の規定による急傾斜地崩壊防止工事に伴う損失の補償についての協議							○	総合事務所長
		12　略								
		13　同法第26条の規定による急傾斜地崩壊危険区域内の土地の所有者等からの報告の徴収							○	総合事務所長
	十　略									
空港港湾課	一　土木工事（空港整備事業（鳥取空港の整備事業をいう。以下空港港湾課の項の一及び二において同じ。）、港湾・漁港・海岸整備事業（鳥取港、網代漁港及び田後港に係る港整備事業及び海岸整備事業をいう。以下空港港湾課の項の一及び二において同じ。）	1　土木工事及び電気設備工事に係る起工の決定								
		（一）　請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。空港港湾課の項の一及び二において同じ。）が5億円以上の工事に係るもの	○							
		（二）　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの								
		（1）　工事費が2億円以上の工事に係るもの		○						

	事の権限に属する事務	2　同令第7条の規定による土地を使用し、又は土地に存する障害物を除却する旨の所有者等への通知							○	
		3　同令第8条の規定による砂防工事を施行する旨の土地の所有者等への通知							○	
	六及び七　略									
	八　地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく知事の権限に属する事務	1～6　略								
		7　同法第16条第1項の規定による地すべり防止区域に関する調査等のための土地の立入り又は一時使用							○	
		8～21　略								
	九　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略								
		1の2　同法第5条第1項の規定による調査のための土地の立入り又は一時使用			○					
		2　同法第5条第9項（同法第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定による調査のための立入りに伴う損失の補償についての協議					○			
		3～10　略								
		11　同法第18条第3項の規定による急傾斜地崩壊防止工事に伴う損失の補償についての協議							○	
		12　略								
		13　同法第26条の規定による急傾斜地崩壊危険区域内の土地の所有者等からの報告の徴収					○			
	十　略									
空港港湾課	一　土木工事（空港整備事業（鳥取空港の整備事業をいう。以下空港港湾課の項の一及び二において同じ。）、港湾・漁港・海岸整備事業（鳥取港、網代漁港及び田後港に係る港整備事業及び海岸整備事業をいう。以下空港港湾課の項の一及び二において同じ。）	1　土木工事及び電気設備工事に係る起工の決定								
		（一）　請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。空港港湾課の項の一及び二において同じ。）が5億円以上の工事に係るもの	○							
		（二）　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの								
		（1）　工事費が2億円以上の工事に係るもの		○						
		（2）　工事費が1億円以上2			○					

		及び沿岸漁場整備事業（東部地区沿岸漁場整備事業をいう。以下空港港湾課の項の一及び二において同じ。）に係る土木工事に限る。以下空港港湾課の項の一及び二において同じ。）及び電気設備工事（鳥取空港の整備事業に係るものに限る。以下空港港湾課の項の一及び二において同じ。）に係る知事の権限に属する事務	（2）　工事費が２億円未満の工事に係るもの イ　空港整備事業に係るもの ロ　港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの						○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長			及び沿岸漁場整備事業（東部地区沿岸漁場整備事業をいう。以下空港港湾課の項の一及び二において同じ。）に係る土木工事に限る。以下空港港湾課の項の一及び二において同じ。）及び電気設備工事（鳥取空港の整備事業に係るものに限る。以下空港港湾課の項の一及び二において同じ。）に係る知事の権限に属する事務	億円未満の工事に係るもの （3）　工事費が１億円未満の工事に係るもの イ　空港整備事業に係るもの ロ　港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの						○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長
			2　土木工事及び電気設備工事に係る設計の変更 （一）　請負対象設計金額が５億円以上の工事に係るもの （1）　契約金額の２割以上の増減を伴うもの （2）　（1）以外のもの （二）　請負対象設計金額が５億円未満の工事に係るもの （1）　工事費が２億円以上の工事に係るもの （2）　工事費が２億円未満の工事に係るもの イ　国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの ロ　契約金額の５割以上の増を伴うもの（変更後の請負対象設計金額が２億円以上となる場合に限る。） ハ　イ及びロ以外のもの （イ）　空港	○ ○ ○ ○ ○ ○						○	鳥取空港管理			2　土木工事及び電気設備工事に係る設計の変更 （一）　請負対象設計金額が５億円以上の工事に係るもの （1）　契約金額の２割以上の増減を伴うもの （2）　（1）以外のもの （二）　請負対象設計金額が５億円未満の工事に係るもの （1）　工事費が２億円以上の工事に係るもの （2）　工事費が１億円以上２億円未満の工事に係るもの イ　国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの ロ　契約金額の５割以上の増を伴うもの ハ　イ及びロ以外のもの （3）　工事費が１億円未満の工事に係るもの イ　国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの ロ　契約金額の５割以上の増を伴うもの（変更後の請負対象設計金額が１億円以上となる場合に限る。） ハ　イ及びロ以外のもの （イ）　空港	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○				○	鳥取空港管理

| | | |

		未満の工事に係るもの （1） 空港整備事業に係るもの （2） 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの						○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長			未満の工事に係るもの （1） 空港整備事業に係るもの （2） 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの						○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長	
		5 土木工事及び電気設備工事に係る土地、水面等の測量及び調査 （一） 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの （二） 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの （三） 契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満の工事に係るもの （1） 空港整備事業に係るもの （2） 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの	○	○				○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長			5 土木工事及び電気設備工事に係る土地、水面等の測量及び調査 （一） 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの （二） 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの （三） 契約の対象となる部分の金額が2,000万円以上3,000万円未満の工事に係るもの （四） 契約の対象となる部分の金額が2,000万円未満の工事に係るもの （1） 空港整備事業に係るもの （2） 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの	○	○	○				○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長
		6 土木工事及び電気設備工事に係る設計又は監督の委託の決定 （一） 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの （二） 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの （三） 契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満の工事に係るもの （1） 空港整備事業に係るもの （2） 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの	○	○				○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長			6 土木工事及び電気設備工事に係る設計又は監督の委託の決定 （一） 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの （二） 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの （三） 契約の対象となる部分の金額が2,000万円以上3,000万円未満の工事に係るもの （四） 契約の対象となる部分の金額が2,000万円未満の工事に係るもの （1） 空港整備事業に係るもの （2） 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの	○	○	○				○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長
		7～10 略										7～10 略								
	二 土木工事及び電気設備工事に係る鳥取県建	1 同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成									二 土木工事及び電気設備工事に係る鳥取県建	1 同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成								

		設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	(一) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下(二)において同じ。）が2億円以上の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの			○ ○			○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長 鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長			設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	(一) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下(二)において同じ。）が1億円以上の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの			○ ○			○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長 鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長
			2 同規則第14条第1項（同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。）の規定による予定価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの	○					○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長				2 同規則第14条第1項（同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。）の規定による予定価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの イ 空港整備事業に係るもの ロ 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの	○	○				○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長
			3 同規則第15条（同規則第20条において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの	○					○	鳥取空港管理事務所長				3 同規則第15条（同規則第20条において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの	○	○					

| | | |

7　同規則第26条ただし書の規定による権利義務の議渡等の承認									7　同規則第26条ただし書の規定による権利義務の議渡等の承認								
(一)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下空港港湾課の項の二において同じ。）が5億円以上の工事に係るもの	○								(一)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下空港港湾課の項の二において同じ。）が5億円以上の工事に係るもの	○							
(二)　請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの		○							(二)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの		○						
(三)　請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの																	
(1)　空港整備事業に係るもの							○	鳥取空港管理事務所長									
(2)　港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの							○	鳥取港湾事務所長									
8　略									8　略								
9　同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託									9　同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託								
(一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの	○								(一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの	○							
(二)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの									(二)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの								
(1)　工事費（請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費。以下空港港湾課の項の二において同じ。）が2億円以上の工事に係るもの		○							(1)　工事費（請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費。以下空港港湾課の項の二において同じ。）が2億円以上の工事に係るもの		○						
(2)　工事費が2億円未満の工事に係るもの									(2)　工事費が2億円未満の工事に係るもの			○					
イ　空港整備事業に係るもの							○	鳥取空港管理事務所長									
ロ　港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの							○	鳥取港湾事務所長									
10　略									10　略								
11　同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求									11　同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求								
(一)　請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの			○						(一)　請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの			○					

| | | |

			(2) 工事費が２億円未満の工事に係るもの イ 空港整備事業に係るもの ロ 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの						○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長											(3) 工事費が１億円未満の工事に係るもの イ 空港整備事業に係るもの ロ 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの						○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長
			15 同規則第40条前段の規定による工事の内容の変更等 (一) 請負対象設計金額が５億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が５億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が２億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が２億円未満の工事に係るもの イ 空港整備事業に係るもの ロ 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの	○ ○					○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長											15 同規則第40条前段の規定による工事の内容の変更等 (一) 請負対象設計金額が５億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が５億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が２億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が１億円以上２億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が１億円未満の工事に係るもの イ 空港整備事業に係るもの ロ 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの	○ ○	○ ○					○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長
			16 同規則第40条の２第１項及び第２項の規定による工事の施工の一時中止 (一) 請負対象設計金額が５億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が５億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が２億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が２億円未満の工事に係るもの イ 空港整備事業に係るもの ロ 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの	○ ○					○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長											16 同規則第40条の２第１項及び第２項の規定による工事の施工の一時中止 (一) 請負対象設計金額が５億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が５億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が２億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が１億円以上２億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が１億円未満の工事に係るもの イ 空港整備事業に係るもの ロ 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの	○ ○	○ ○					○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長
			17 同規則第41条の規定による工期の延長の承認																										

			(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 空港整備事業に係るもの ロ 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの	○ ○ ○ ○												(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が1億円未満の工事に係るもの イ 空港整備事業に係るもの ロ 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの	○ ○ ○ ○ ○							
			18 同規則第42条第1項の規定による工期の短縮の要求 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 空港整備事業に係るもの ロ 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの	○ ○ ○ ○												18 同規則第42条第1項の規定による工期の短縮の要求 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの	○ ○ ○							
			19 同規則第42条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 空港整備事業に係るもの ロ 港湾・漁港・海岸整	○ ○ ○ ○												19 同規則第42条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの	○ ○ ○							

備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの																			
20～25　略											20～25　略								
26　同規則第57条第１項の規定による工事目的物の使用 (一)　請負対象設計金額が５億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が５億円未満の工事に係るもの (１)　工事費が２億円以上の工事に係るもの (２)　工事費が２億円未満の工事に係るもの イ　空港整備事業に係るもの ロ　港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの	○	○					○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長			26　同規則第57条第１項の規定による工事目的物の使用 (一)　請負対象設計金額が５億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が５億円未満の工事に係るもの (１)　工事費が２億円以上の工事に係るもの (２)　工事費が２億円未満の工事に係るもの	○	○	○					
27及び28　略											27及び28　略								
29　同規則第59条第２項（同規則第56条第２項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払 (一)　請負対象設計金額が２億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が２億円未満の工事に係るもの (１)　空港整備事業に係るもの (２)　港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの			○				○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長			29　同規則第59条第２項（同規則第56条第２項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払 (一)　請負対象設計金額が１億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が１億円未満の工事に係るもの (１)　空港整備事業に係るもの (２)　港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの			○				○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長
30　略											30　略								
31　同規則第61条第２項の規定による請負代金の前金払い (一)　請負対象設計金額が２億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が２億円未満の工事に係るもの (１)　空港整備事業に係るもの (２)　港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの			○				○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長			31　同規則第61条第２項の規定による請負代金の前金払い (一)　請負対象設計金額が１億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が１億円未満の工事に係るもの (１)　空港整備事業に係るもの (２)　港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの			○				○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長
32　略											32　略								

33　同規則第66条第４項の規定による請負代金の部分払い (一)　請負対象設計金額が２億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が２億円未満の工事に係るもの (１)　空港整備事業に係るもの (２)　港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの		○				○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長
34　同規則第67条第１項の規定による請負代金の代理受領の承認 (一)　請負対象設計金額が２億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が２億円未満の工事に係るもの (１)　空港整備事業に係るもの (２)　港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの		○				○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長
35　同規則第69条第１項及び第70条第１項の規定による請負契約の解除 (一)　請負対象設計金額が５億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が２億円以上５億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が２億円未満の工事に係るもの (１)　空港整備事業に係るもの (２)　港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの	○	○				○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長
36　同規則第72条第１項の規定による請負代金の支払 (一)　請負対象設計金額が２億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が２億円未満の工事に係るもの (１)　空港整備事業に係るもの (２)　港湾・漁港・海岸整備		○				○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長

33　同規則第66条第４項の規定による請負代金の部分払い (一)　請負対象設計金額が１億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が１億円未満の工事に係るもの (１)　空港整備事業に係るもの (２)　港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの		○				○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長
34　同規則第67条第１項の規定による請負代金の代理受領の承認 (一)　請負対象設計金額が１億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が１億円未満の工事に係るもの (１)　空港整備事業に係るもの (２)　港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの		○				○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長
35　同規則第69条第１項及び第70条第１項の規定による請負契約の解除 (一)　請負対象設計金額が５億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が５億円未満の工事に係るもの	○	○					
36　同規則第72条第１項の規定による請負代金の支払 (一)　請負対象設計金額が１億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が１億円未満の工事に係るもの (１)　空港整備事業に係るもの (２)　港湾・漁港・海岸整備		○				○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長

		事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの								
		37　同規則第72条第７項の規定による当該物件の処分等の決定 (一)　請負対象設計金額が５億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が２億円以上５億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が２億円未満の工事に係るもの (１)　空港整備事業に係るもの (２)　港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの	○ ○						○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長
	三～十八　略									
	十九　その他の事務	１　略								
		２　空港港湾課所管の普通財産（鳥取港内の未分譲地）の貸付（工作物の設置を伴わないもの（仮設の工事用施設を含む。）で一時的な使用に係るもの並びに電気事業及び電気通信事業のために使用させる場合で更新に係るものに限る。）							○	鳥取港湾事務所長

別表第３（第３条、第４条、第５条、第６条、第８条、第11条関係）

人権局、市場開拓室及び外商振興局の個別事務に係る事務処理権限

所属名	事項 種類	事項 内容	事務処理権限の区分 知事	専決権者 部長	専決権者 局長	専決権者 課長	専決権者 地方機関の長	委任決裁権者 部長	委任決裁権者 局長	委任決裁権者 課長	委任決裁権者 地方機関の長	地方機関の長の名称
市場開拓室	一　卸売市場法（昭和46年法律第35号）に基づく知事の権限に属する事務	１　同法第６条の規定による卸売市場整備計画の策定		○								
		２　同法第５条の規定による地方卸売市場の開設の許可	○									
		３　同法第８条第１項の規定による卸売業務の許可			○							
		４　同法第10条の規定による卸売市場の廃止の許可			○							
		５　同法第14条第１項の規定による卸売市場の業務規程の変更の承認							○			
	二　鳥取県地方卸売市場	１　同条例第８条第１項又は第２項の規定		○								

		事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの								
		37　同規則第72条第７項の規定による当該物件の処分等の決定 (一)　請負対象設計金額が５億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が２億円以上５億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が２億円未満の工事に係るもの	○	○	○					
	三～十八　略									
	十九　その他の事務	１　略								

別表第３（第３条、第４条、第５条、第６条、第８条、第11条関係）

人権局、庶務集計室及び外商振興局の個別事務に係る事務処理権限

所属名	事項 種類	事項 内容	事務処理権限の区分 知事	専決権者 部長	専決権者 局長	専決権者 課長	専決権者 地方機関の長	委任決裁権者 部長	委任決裁権者 局長	委任決裁権者 課長	委任決裁権者 地方機関の長	地方機関の長の名称
指導管理室	一　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に基づく知事の権限に属する事務	１　同令第168条第１項の規定による指定金融機関の指定	○									
		２　同令第168条第３項又は第４項の規定による指定代理金融機関又は取扱代理金融機関の指定		○								
		３　同令第168条第８項の規定による指定代理金融機関若しくは取扱代理金融機関の指定又はその取消しについての指定金融機関からの意見の聴取			○							
	二　鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例	１　同条例第５条第３項の規定による証紙の小売りさばき人の指定			○							

		条例（昭和46年鳥取県条例第49号）に基づく知事の権限に属する事務	による営業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可										第9号）に基づく知事の権限に属する事務	2　同条例第7条第1項ただし書の規定による証紙の返還に基づく現金の還付又は他の証紙との交換の認定			○						
			2　同条例第9条第1項の規定による相続の認可		○								三　鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第163条の規定による会計検査（物品に係るものを除く。）の実施		○							
			3　同条例第12条第2項の規定によるせり人の指定の届出の受理							○														
			4　同条例第15条の規定による競争入札等の届出の受理							○			集中化推進室	一　地方自治法施行令に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第168条の7第2項の規定による歳入歳出外現金の出納の通知（所得税及び社会保険料に係るものに限る。）			○						
														二　人事管理に関する事務	1　非常勤職員及び臨時的任用職員に係るもので次に掲げるもの （1）　給与の支出命令及び当該支出に伴う法定控除 （2）　給与に関する証明及び報告			○ ○						
															2　本庁（自治研修所、衛生環境研究所、消費生活センター、産業技術センター及び農業大学校を除く。）及び労働委員会事務局に所属する職員の児童手当の受給資格及びその額の認定			○						
														三　その他の事務	1　地方自治法施行令第160条の2第1項第2号に掲げる経費の債務が確定する前に包括的に行う支出負担行為及び支出命令		○							
															2　鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則（昭和39年鳥取県規則第18号）第2条第5号から第8号までに掲げる事務（以下「集中化事務」という。）に係る支出負担行為 （1）　1件2,000万円以上のもの （2）　1件2,000万円未満のもの			○ ○						
															3　集中化事務に係る支出命令			○						
															4　地方自治法施行令第160条の2第1項第2号に掲げる経費及び集中化事務に係る歳入金の調定			○						
															5　地方自治法施行令第160条の2第1項第2号に掲げる経費及び集中化事務に係る戻入金の調定及び歳入還付金の支出命令			○						

| | | |

水産課	一 略											
	二 漁船法（昭和25年法律第178号）に基づく知事の権限に属する事務	1 略										
		2 同法第4条第6項の規定による動力漁船の建造、船舶の動力漁船への改造又は船舶の動力漁船への転用の許可の変更の許可 (一) 境港水産事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○	○					境港水産事務所長
		3 略										
		4 略										
		5 略										
		6 略										
		7 略										
		8 略										
		9 略										
		10 略										
		11 略										
		12 略										
		13 略										
		14 略										
		15 略										
		16 略										
		17 略										
		18 略										
	三～五 略											
	六 漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく知事の権限に属する事務	1 略										
		2 同法第105条第1項第2号ロの規定による小型漁船により行う漁業に係る区域及び区分の決定			○							
	七 略											
	八 鳥取県営	1～9 略										

		るものを除く。4及び5において同じ。）に係るものに限る。） （1） 1件2,000万円以上のもの （2） 1件2,000万円未満のもの			○ ○							
		3 支出命令（用品に係るものに限る。）			○							
		4 歳入金（物品に係るものに限る。）の調定 （1） 1件500万円以上のもの （2） 1件500万円未満のもの			○ ○							
		5 戻入金の調定及び歳入戻出金の支出命令（物品に係るものに限る。）			○							
水産課	一 略											
	二 漁船法（昭和25年法律第178号）に基づく知事の権限に属する事務	1 略										
		2 略										
		3 略										
		4 略										
		5 略										
		6 略										
		7 略										
		8 略										
		9 略										
		10 略										
		11 略										
		12 略										
		13 略										
		14 略										
		15 略										
		16 略										
		17 略										
	三～五 略											
	六 漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく知事の権限に属する事務	1 略										
		2 同法第105条第2項第2号ロの規定による小型漁船により行う漁業に係る区域及び区分の決定			○							
	七 略											
	八 鳥取県営	1～9 略										

境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（昭和49年鳥取県条例第19号）に基づく知事の権限に属する事務	10　同条例第22条の規定による受託契約の届出の受理									○	境港水産事務所
	11～22　略										
九～十一　略											
十二　持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略										
	2　同法第4条第4項の規定による他の都道府県知事が管轄する水域を含む漁場改善計画の認定に当たっての関係都道府県知事への協議			○							
	3　略										
	4　略										
	5　略										
	6　同法第7条第2項の規定による漁場改善計画の作成その他の必要な措置をとるべき旨の勧告に従わなかった旨の公表			○							
	7　同法第7条第3項の規定による漁業調整その他公益のために必要があると認める養殖漁場の改善のための措置			○							
	8　同法第7条第4項の規定による漁業権の制限又は条件の付記	○									
	9　同法第7条の2第1項の規定による特定疾病についての届出の受理									○	栽培漁業センター所長
	10　同法第7条の2第2項の規定による特定疾病についての検査命令		○								
	11　同法第7条の2第3項の規定による農林水産大臣への報告及び関係都道府県知事への通報				○						
	12　略										
	13　同法第8条第2項の規定によるまん延防止措置の実施状況等の農林水産大臣への報告及び関係都道府県知事への通報				○						
	14　同法第9条の規定による損失を受けた者に対する損失の補償		○								
	15　同法第9条の2第1項の規定による都道府県知事の行う検査、注射、薬浴又は投薬を受けるべき旨の命令				○						
	16　同法第9条の3の								○		

境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（昭和49年鳥取県条例第19号）に基づく知事の権限に属する事務	10　同条例第22条の規定による受託契約の承認									○	境港水産事務所
	11～22　略										
九～十一　略											
十二　持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略										
	2　略										
	3　略										
	4　略										
	5　略										

	規定による検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨の証明書の交付										
	17　同法第10条第1項の規定による立入検査、質問又は収取		○								
	18　略										
	19　同法第12条の規定による農林水産大臣への新疾病の発生の届出		○								
	20　同法第13条第1項の規定による魚類防疫員の任命		○								
	21　同法第13条第2項の規定による魚類防疫協力員の委嘱		○								
	22　同法第15条の規定による適確な養殖生産の確保を図るために必要な指導及び助言									○	栽培漁業センター所長
十三～十九　略											

	6　同法第10条第1項の規定による立入検査			○							
	7　略										
十三～十九　略											

別表第4（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係）

庶務集計局の個別事項に係る事務処理権限

所属名	事項 種類	事項 内容	事務処理権限の区分 知事	専決権者 部長	局長	課長	総括補佐	課長補佐等	地方機関の長	委任専決権者 部長	局長	課長	地方機関の長	地方機関の長の名称
指導管理課	一　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第168条第1項の規定による指定金融機関の指定	○											
		2　同令第168条第3項又は第4項の規定による指定代理金融機関又は収納代理金融機関の指定		○										
		3　同令第168条第8項の規定による指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関の指定又はその取消しについての指定金融機関からの意見の聴取			○									
	二　鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第5条第3項の規定による証紙の小売りさばき人の指定			○									
		2　同条例第7条第1項ただし書の規定による証紙の返還に基づく現金の還付又は他の証紙との交換の認定 (一)　現金の還付の認定 (1)　一般購入者への還付 イ　中部総合事務所、西部総合事務所又は三朝										○	中部総合事務所長、西部総	

			総合事務所において現金還付請求書を受理したもの ロ　イ以外のもの （2）小売りさばき人への還付 (二) 他の証紙との交換の認定								○ ○ ○		合事務所長、日野総合事務所長
		三　鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第163条の規定による会計検査（物品に係るものを除く。）の実施		○									
	集中業務課	一　地方自治法施行令に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第160条の2第1項第2号に掲げる経費の債務が確定する前に包括的に行う支出負担行為及び支出命令		○									
			2　同令第160条の2第1項第2号に掲げる経費、集中化事務（鳥取県用品調達等集中管理事業等別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則第2条第5項から第8号に掲げる事務をいう。以下同じ。）及び物品（知事が別に定めるものを除く。以下3及び六1において同じ。）に係る歳入金の調定 (一) 物品に係るもの （1）1件500万円以上のもの （2）1件500万円未満のもの (二) (一)以外のもの			○ ○ ○								
			3　同令第160条の2第1項第2号に掲げる経費、集中化事務及び物品に係る戻入金の調定及び歳入戻出金の支出命令			○								
			4　同令第167条の5第1項の規定による一般競争入札（建設工事、測量、建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント及び除雪業務に係るものを除く。）に参加する者に必要な資格の決定		○									
			5　同令第167条の11第2項の規定による指名競争入札（建設工事、測量、建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタ		○									

	ント及び除雪業務に係るものを除く。）に参加する者に必要な資格の決定												
	6　同令第168条の7第2項の規定による歳入歳出外現金の出納の通知（所得税及び社会保険料に係るものに限る。）			○									
二　人事管理に関する事務	1　非常勤職員及び臨時的任用職員に係るもので次に掲げるもの （1）給与の支出命令及び当該支出に伴う法定控除 （2）給与に関する証明及び報告			○ ○									
	2　知事部局及び労働委員会事務局に所属する職員の児童手当の受給資格及びその額の認定			○									
三　鳥取県会計規則に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第163条の規定による会計検査（物品に係るものに限る。）の実施		○										
四　鳥取県物品事務処理規則（昭和39年鳥取県規則第12号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第10条第1項の規定による物品の不用の決定 （1）1点の取得価格が200万円以上又は評価価格が50万円以上のもの （2）（1）以外のもの		○	○									
	2　同規則第10条第2項の規定による不用品の売払い又は廃棄 （1）1点の取得価格が200万円以上又は評価価格が50万円以上のもの （2）（1）以外のもの		○	○									
	3　同規則第10条第4項の規定による不用品の処分の承認		○										
	4　同規則第14条第3項の規定による物品の交換の承認			○									
	5　同規則第15条第2項の規定による物品の譲与又は減額譲渡の承認		○										
	6　同規則第16条の規定による物品（出納機関が保管し、及び使用するものを除く。）の分類替え			○									
	7　同規則第22条第1項の規定による生産品を試験、研究等の目的以外に			○									

		使用する場合の承認											
	五　鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則（昭和39年鳥取県規則第18号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第1条第1項に規定する用品（以下「用品」という。）の交付単価の決定			○								
	六　その他の事務	1　集中化事務及び物品に係る支出負担行為 (一)　物品に係るもの (1)　1件2,000万円以上のもの (2)　1件100万円以上2,000万円未満のもの (3)　1件100万円未満のもの (二)　(一)以外のもの (1)　1件2,000万円以上のもの (2)　1件2,000万円未満のもの			○ ○ ○ ○			○					
		2　集中化事務及び用品に係る支出命令 (一)　用品に係るもの (1)　1件1,000万円以上のもの (2)　1件100万円以上1,000万円未満のもの (3)　1件100万円未満のもの (二)　(一)以外のもの (1)　1件1,000万円以上のもの (2)　1件1,000万円未満のもの			○ ○ ○ ○	○ ○	○ ○						

別表第5　略

別表第4　略

第２条　鳥取県事務処理権限規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係） 個別事項に係る事務処理権限 事　　項　　事務処理権限の区分	別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係） 個別事項に係る事務処理権限 事　　項　　事務処理権限の区分

所属名	種類	内容	知事	専決権者 部長	専決権者 課長	専決権者 地方機関の長	委任専決権者 部長	委任専決権者 課長	委任専決権者 地方機関の長	地方機関の長の名称
略										
景観まちづくり課	一　略									
	二　鳥取県景観形成条例（平成19年鳥取県条例第14号）に基づく知事の権限に属する事務	1～11　略								
		12　同条例第22条第1項の規定による支障除去措置の勧告							○	総合事務所長
		13　同条例第22条第2項の規定による所有者等に対する意見を述べる機会の付与							○	総合事務所長
		14　同条例第22条第2項の規定による支障除去措置に係る市町村長及び景観審議会の意見聴取							○	総合事務所長
		15　同条例第23条の規定による支障除去措置の命令							○	総合事務所長
		16　同条例第24条第1項の規定による景観支障物件の所有者等に対する要請							○	総合事務所長
		17　同条例第24条第2項の規定による所有者等が要請に従わない旨の公表							○	総合事務所長
		18　同条例第24条第2項の規定による所有者等に対する意見を述べる機会の付与							○	総合事務所長
		19　同条例第24条第2項の規定による公表に係る景観審議会の意見聴取							○	総合事務所長
		20　同条例第25条第1項の規定による所有者等に対する報告の要請							○	総合事務所長
		21　同条例第25条第1項の規定による立入検査若しくは調査							○	総合事務所長
	三～七　略									
	八　鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1～5　略								
		6　同条例第10条の2の規定による屋外広告業の登録及び同条第3項の規定による更新の登録		○						
		7　同条例第10条の4第2項の規定による屋外広告業者登録簿への登録及び登録をした旨の通知						○		

所属名	種類	内容	知事	専決権者 部長	専決権者 課長	専決権者 地方機関の長	委任専決権者 部長	委任専決権者 課長	委任専決権者 地方機関の長	地方機関の長の名称
略										
景観まちづくり課	一　略									
	二　鳥取県景観形成条例（平成19年鳥取県条例第14号）に基づく知事の権限に属する事務	1～11　略								
	三～七　略									
	八　鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1～5　略								

	8　同条例第10条の5第2項の規定による屋外広告業の登録の拒否の決定及びその旨の通知	○							
	9　同条例第10条の6の規定による登録事項の変更についての屋外広告業者登録簿への登録					○			
	10　同条例第10条の9の規定による屋外広告業者の登録の抹消					○			
	11　同条例第10条の14の規定による屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告	○							
	12　同条例第10条の15第1項の規定による屋外広告業の登録の取消又は営業停止の命令及び同条第2項の規定によるその旨の通知	○							
	13　同条例第10条の16第2項の規定による屋外広告業者監督処分簿への処分内容の登載					○			
	14　同条例第10条の17の規定による屋外広告業を営む者に対する報告の要求及び立入検査等	○							
	九～二十三　略								
略									
住宅政策課	一～五　略								
	六　鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第9号）に基づく知事の権限に属する事務（同条例別表第2の左欄に掲げる県営住宅（共同施設を含む。）に係る別表第3に掲げる事務の範囲内で別表第2の右欄に掲げる市町村と協議して定めた事務に関するものを除く。）	1～10　略							
		11　同条例第9条の3第1項又は第4項の規定による入居の承認 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		12～43　略							
	七～十七　略								
略									

	九～二十三　略								
略									
住宅政策課	一～五　略								
	六　鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第9号）に基づく知事の権限に属する事務（同条例別表第2の左欄に掲げる県営住宅（共同施設を含む。）に係る別表第3に掲げる事務の範囲内で別表第2の右欄に掲げる市町村と協議して定めた事務に関するものを除く。）	1～10　略							
		11　同条例第9条の3第1項の規定による入居の承認の承認 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		12～43　略							
	七～十七　略								
略									

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成19年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、同年10月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日の前日までの間に起工決定をされた工事に係る事務の決裁については、第１条の規定による改正後の鳥取県事務処理権限規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（適用区分）

3　新規則別表第２景観まちづくり課の項の一の号の10から20まで及び二の号の３から８までに規定する事務処理権限は、景観法（平成16年法律第110号）第16条第１項に掲げる行為のうち、平成19年10月１日以後に着手するものについて適用し、同日前に着手するものについては、なお従前の例による。